

ハイヤー・タクシー業における労働災害防止運動実施要綱

1 趣旨

東京労働局では2018年（平成30年）度を初年度として、5年間にわたり重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次東京労働局労働災害防止計画」をスタートさせ、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに安全・安心な職場を実現するための取組を推進しており、同計画では計画期間における休業4日以上死傷災害（以下「死傷災害」という。）を第12次東京労働局労働災害防止計画の最終年である平成29年と比較して5%減少させることを目標としている。

王子労働基準監督署においては、同計画期間における目標として、管内（北区）における死傷災害を10%減少させることとしているが、令和2年の管内における死傷災害は192件と平成29年比で3.2%増となっており、目標の達成が危惧される状況となっている。

令和2年の管内における死傷災害を業種別に見ると、ハイヤー・タクシー業の占める割合が17.2%と最も多く、平成29年比で17.9%増となっていることから、同計画期間における目標を達成するためには、ハイヤー・タクシー業の死傷災害を減少させることが重要である。

そこで、王子労働基準監督署における第13次東京労働局労働災害防止計画の目標達成に向けて、その最終年である令和4年のハイヤー・タクシー業における死傷災害を平成29年比10%減の「25人以下」を達成することを目的として、管内において労働災害防止運動に取り組み、ハイヤー・タクシー業における労働災害防止の意識の高揚を図ることとする。

2 運動名

ハイヤー・タクシー業における労働災害防止運動

3 期間

令和4年1月1日から1年間

4 対象

王子労働基準監督署が管轄（北区）するハイヤー・タクシー業の事業場

5 主唱者・協賛者

主唱：王子労働基準監督署

協賛：赤羽警察署・王子警察署・滝野川警察署

王子ハイタク労務研究会・赤羽ハイタク懇話会

6 主唱者、協賛者の実施事項

期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料の作成、配布
- (2) ハイヤー・タクシー事業者に対する講習会等での交通労働災害防止の啓発指導
- (3) ハイヤー・タクシー事業者への下記7に係る指導・援助
- (4) 当運動についての広報

7 ハイヤー・タクシー事業者の実施事項

- (1) 令和4年の労働災害防止に係る目標の設定及びトップの取組宣言を掲げること。
- (2) 目標達成のための、安全衛生管理年間計画の作成、実行、評価を行うこと。
- (3) 春・秋の全国交通安全運動時期、雨天や路面凍結によるスリップによる事故防止の時期に合わせて、①交通労働災害防止に向けた運転者への教育、②交通労働災害防止のための点検を行う。
- (4) 事業場に、運動の趣旨を掲示する。
- (5) ドライブレコーダーの記録を活用した危険予知訓練、危険の回避につながる運転操作についての運転者教育を充実・強化する。
- (6) 交通労働災害防止に対する意識の高揚を図るため、「私の安全宣言」に取り組む。
- (7) ハイヤー・タクシー業の交通労働災害で赤信号や渋滞等で停車中に他車に追突される等のもらい事故が多くを占めていることから、追突された際の被害軽減を図るため、ヘッドレストの適正位置について運転者への教育を行うとともに、ヘッドレストが適正位置となっているかについての実地点検を行う。
- (8) 早めの合図（右左折、停止・減速）、急操作（発進、停止、ハンドル）の禁止、目視による後方確認、後方にも十分な車間距離確保等により追突され事故等を防ぐよう運転者への教育を行う。
- (9) 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間管理を行う。
- (10) 健康起因の交通労働災害を防止するため、運転者に対して健康診断を確実に実施し、有所見者には「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく対応を行うほか、健康保持増進に努める。
- (11) 交通労働災害に続いて多い転倒災害、特に危険の大きい冬季の路面凍結による転倒災害を防止するため、6月、1月に職場点検と運転者への教育を実施する。
- (12) 高年齢労働者の安全と健康確保のための（エイジフレンドリーな）職場づくりを推進すること。

8 その他

上記7（1）により掲げた目標及び宣言については、東京労働局ホームページの王子労働基準監督署からのお知らせに掲載することとする。